

法律文書練成講座 刑事訴訟法

【問題】 平成 21 年 2 月 26 日、V は、警察に対し、同年 2 月 24 日に、X から、取引関係で落ち度があったと因縁をつけられ、「きっちり落とし前をつけろ。家には奥さんや、小学校に通っている娘もいるんやからよく考えろ。」などと告げられて、A に対する 2,000 万円の債務を承認し、分割弁済するなどの内容の念書を書かされた上、その場で、とりあえずいくらか出せといわれ、財布に入っていた 5 万円を喝取されたとの事実(甲事実)、および、その翌日、X が、再び V の経営する会社事務所に押しかけ、V が A に対し念書を書いたのにこれをむげにしたなどとして、A が自己の債権を X に譲渡したかのように装った上、V 及びその家族の生命身体に対し危害を加えるかのような脅迫文言を申し向けた上で金員を脅し取ろうとしたとの事実(乙事実)について相談した。その後、同年 3 月 2 日には、V により、甲事実および乙事実について被害届が作成された。

同年 5 月 17 日、X は、上記甲事実につき、「A と共謀の上、平成 21 年 2 月 24 日、V の経営する会社事務所に押しかけ、V に対し A が被害者に対して債権を有しているかのように因縁をつけた上、V 及びその家族の生命身体に対し危害を加えるかのような脅迫文言を申し向けて畏怖させ、V をして A に対する 2,000 万円の債務を承認し、分割弁済するなどの内容の念書を書かせ、さらに畏怖した被害者から 5 万円を喝取した」とする強要及び恐喝の容疑で逮捕された。同月 20 日、検察官が甲事実により X の勾留を請求したところ、裁判官はこれを認めた。〔下線部 1〕警察官は、この逮捕・勾留中に、乙事実についても X を取り調べ、その時間は甲事実についての取調べとほぼ同じ長さにとり調べを開始するに当たり、警察官が、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げたところ、X は、当初、「何も言うことはない」として黙秘する態度を見せた。これに対し、警察官は、取調べを継続し、その開始から約 6 時間を経過したところで、X は「もうええ。話せばええんやろ。」と言って両事件についての供述を始め、これについては調書が作成された。

X は、甲事実により同年 6 月 8 日まで勾留された後に釈放されたが、直ちに、上記乙事実につき、「A 及び他の共犯者 2 名と共謀の上、平成 21 年 2 月 25 日、V が A に対し念書を書いたのにこれをむげにしたなどとして、V の経営する会社事務所に押しかけ、V に対し A が自己の債権を X に譲渡したかのように装った上、V 及びその家族の生命身体に対し危害を加えるかのような脅迫文言を申し向けた上で金員を脅し取ろうとしたが未遂に終わった」とする恐喝未遂の容疑で通常逮捕された。さらに、〔下線部 2〕同月 11 日、検察官は、乙事実の容疑で X の勾留を請求した。勾留質問において、X は、裁判官に、5 月 20 日から 6 月 8 日まで甲事実により勾留されていた旨を告げた。

- (1) 〔下線部 1〕の取調べの適法性について論じなさい。
- (2) 〔下線部 2〕について、勾留請求を受けた裁判官は、乙事実について勾留を認めるべきか否かについて論じなさい。

【出題趣旨】 本問は、大阪地決平成 21 年 6 月 11 日判タ 1321 号 283 頁（後掲）を素材としつつ、(1)逮捕・勾留中の被疑者についての余罪取調べの許容性、(2)逮捕・勾留の一回性もしくは一罪一逮捕一勾留の原則の射程範囲を検討させる事例問題である。

(1)については、いわゆる「余罪取調べ」の許容性の問題について、刑訴法 198 条 1 項但書と関連づけて議論を展開し、そこから導かれる許否の判断基準を明確に示したうえで、事案に即してそのあてはめを適切に行うことができているか否かが、(2)については、再逮捕・再勾留の原則的禁止や一罪一逮捕一勾留の原則について、その実質的根拠に照らして、本問のように、実体法上の一罪性が認められない被疑事実の間でも、個別に逮捕・勾留の理由とすることが許されない場合があるか否かについて検討を行った上で（この点については、以下に引用する二つの（裁）判例を参照）、その結論にしたがって適切にあてはめを行うことができているか否かが問題となる。

*** 最決昭 52 年 8 月 9 日刑集 31 巻 5 号 821 頁**

『別件』中の恐喝未遂と『本件』とは、社会的事実として一連の密接な関連があるとはいえ、両者は併合罪の関係にあり、各事件ごとに身柄拘束の理由と必要性について司法審査を受けるべきものであるから、一般に各別の事件として逮捕・勾留の請求が許されるのである。しかも、第一次逮捕・勾留当時『本件』について逮捕・勾留するだけの証拠が揃っておらず、その後に発見、収集した証拠を併せて事実を解明することによつて、初めて『本件』について逮捕・勾留の理由と必要性を明らかにして、第二次逮捕・勾留を請求することができるに至つたものと認められるのであるから、『別件』と『本件』とについて同時に逮捕・勾留して捜査することができるのに、専ら、逮捕・勾留の期間の制限を免れるため罪名を小出しにして逮捕・勾留を繰り返す意図のもとに、各別に請求したものとすることはできない。また、『別件』についての第一次逮捕・勾留中の捜査が、専ら『本件』の被疑事実を利用されたものでないことはすでに述べたとおりであるから、第二次逮捕・勾留が第一次逮捕・勾留の被疑事実と実質的に同一の被疑事実について再逮捕・再勾留をしたものではないことは明らかである。」

*** 大阪地決平成 21 年 6 月 11 日判タ 1321 号 283 頁：**

「1 原裁判及び本件準抗告申立ての要旨

被疑者は、本件勾留請求に先立ち、平成 21 年 5 月 20 日、強要及び恐喝の被疑事実で勾留されていたところ（以下「前回勾留」という。）、原裁判官は、前回勾留にかかる被疑事件と本件勾留請求にかかる被疑事件とが、人的・経済的・時的な点で極めて密接に関連していることや、これまでの証拠の収集状況等に照らせば、本件勾留請求は、実質的には前回勾留にかかる被疑事件と同一事実にかかる違法な再勾留請求であるとして、これを却下した。

これに対し、検察官は、本件勾留請求にかかる被疑事実と前回勾留にかかる被疑事実とは、人的・経済的・時的な点で明らかに異なる事実であり、未だ勾留の上捜査する必要性もあるから、原裁判は判断を誤ったものであって、これを取消した上、別途勾留状の発付を求めるとして本件準抗告の申立てをした。

2 当裁判所の判断

(1) 事案の概要

ア 前回勾留にかかる被疑事実の概要

被疑者は、共犯者Aと共謀の上、平成21年2月24日、被害者の経営する会社事務所に押しかけ、被害者に対し、共犯者Aが被害者に対して債権を有しているかのように因縁をつけた上、被害者及びその家族の生命身体に対し危害を加えるかのような脅迫文言を申し向けて畏怖させ、被害者をして共犯者Aに対する4000万円の債務を承認し、分割弁済するなどの内容の念書を書かせ（強要）、さらに畏怖した被害者から1万円を喝取した（恐喝）。

イ 本件勾留請求にかかる被疑事実の概要

上記被害者が共犯者Aに対し、上記内容の念書を書いたのに、翌25日、これをむげにしたなどとして、被疑者は、共犯者A及び他の共犯者2名と共謀の上、被害者の経営する上記会社事務所に押しかけ、被害者に対し、共犯者Aが自己の債権を被疑者に譲渡したかのように装った上、被害者及びその家族の生命身体に対し危害を加えるかのような脅迫文言を申し向けた上で金員を脅し取ろうとしたが未遂に終わった（恐喝未遂）。

（2）捜査の経緯

一件記録によれば、被害者は、平成21年2月24日に上記の強要及び恐喝の被害に遭ったのち、同日中に警察に相談をしたことが認められる。また、同年3月2日には、前回勾留にかかる被疑事実に関する被害届が、同年5月5日には、本件勾留請求にかかる被疑事実に関する被害届がそれぞれ作成されており、同年3月19日には、上記2月24日及び2月25日の一連の被害経過について述べた被害者の供述調書が作成されている。

被疑者及び共犯者Aは、同年5月20日、上記2月24日に行った強要及び恐喝の被疑事実で同年6月8日まで勾留されているが、その間の被疑者取調べでは、上記2月25日に行った恐喝未遂の事実についても供述調書が作成されている。

被疑者は、前回勾留について、同年6月8日、釈放されたが、同日、本件勾留請求にかかる被疑事実で通常逮捕された。

（3）本件勾留請求が違法な再勾留請求か否かについて

原裁判は、本件勾留請求と前回勾留にかかる被疑事実とが人的・経済的・時的な点で極めて密接に関連していることや、これまでの証拠の収集状況等に照らし、本件勾留請求が実質的には前回勾留にかかる被疑事実と同一事実にかかる違法な再勾留請求であると判断している。

この点、両事実が人的に共通していることは明らかであり、上記2月25日の事件で新たな共犯者が加わったからといって、この点は変わらない。また、両事実の行為態様は必ずしも同一とはいえないとしても、いずれの行為も10年以上前の貸金等の返済を受けようとし、被害者から金員を脅し取ろうという共通の目的に向けられた行為であるといえるし、……背景事情や恐喝の目的という点で経済的にも密接に関連するといえる。時的な点をみても、両事実は連日の出来事であり、被疑者らは、前日の分割金支払いをむげにされたことから再度返済を求めて恐喝に及んだものであって、近接性も高いものといえる。

以上の点に加え、上記のとおり、平成21年2月24日に被害者が警察に被害申告をしたことにより、本件は捜査機関が認知していたのであり、遅くとも同年3月19日には、捜査機関は、被害者に対する取調べを行った上で両事実の内容を相当程度把握していたと認められるのであって、これらの事情も併せ考

えると、捜査機関において両事実につき前回勾留の際に同時処理を行うことが困難であったとは認められない。

以上検討したところによれば、本件勾留請求にかかる被疑事実と、前回勾留にかかる被疑事実は実質的に同一であり、本件勾留請求は違法な再勾留請求であるとして本件勾留請求を却下した原裁判が判断を誤ったとはみられない。」

【採点基準】

(1) 〔下線部 1〕の取調べの適法性について (25 点満点)

- 以下の①～④の項目ごとに採点し、各点数の合計で評価。各項目の点数は、上限を意味する。
 - ① 逮捕・勾留の理由となっている甲罪との関係では、乙罪は「余罪」として位置づけられるため、いわゆる余罪取調べの許容性が問題となる旨の指摘ができていれば、4 点。
 - ② 刑訴法 198 条 1 項但書の解釈論等と関連づけて、余罪取調べの許容性についていかなる立場をとるかが適切に明示されていれば、7 点。
 - ③ ②においてとる立場から余罪取調べの許容性についていかなる判断基準が導かれるかが適切に指摘されていれば、5 点。
 - ④ ③の判断基準と一貫する形で、適切にあてはめができていれば、9 点。
- 黙秘権の告知がなされていること、X が黙秘の意思を示したにもかかわらず取調べが継続されたこと、開始から約 6 時間を経過したところで X が「もう根負けした」と言って両事件についての供述を始めたこと、甲罪と乙罪の間に密接な関連性が認められること等について、③の判断基準との関係でいかなる意味をもつかを示しながら摘示しつつ、適法性に関する結論が適切に導かれているかを評価する

(2) 勾留の可否について (25 点満点)

- 以下の①～③の項目ごとに採点し、点数の合計で評価。各項目の点数は、上限を意味する。
- ① X は、乙事実を理由とする逮捕・勾留（勾留期間 18 日間）の後に、甲事実を理由として逮捕・勾留されていること、そして、事件単位の原則の下では、同一人についても被疑事実ごとに身体拘束が可能であり、また、「一罪一逮捕一勾留」の原則にいう「一罪」も、一般に、実体法の罪数論によって判断されるとする見解が有力であるところ、甲事実と乙事実は併合罪関係に立つと考えられるため、形式的には、甲事実と乙事実を理由としてそれぞれ別個に逮捕・勾留することも可能であるように思われる旨の指摘ができていれば、7 点。
- ② しかしながら、刑訴法が、起訴前の逮捕・勾留について厳格な期間制限が設けていることに鑑みれば、たとえ実体法上の一罪関係が認められなくても、同時処理が可能であつ

た複数の被疑事実について、「専ら、逮捕・勾留の期間の制限を免れるため罪名を小出しにして逮捕・勾留を繰り返す意図のもとに、各別に請求」することは許されない（上掲最決昭 52 年 8 月 9 日参照）と考えられることが適切に指摘できていれば、8 点。

一罪一逮捕一勾留の原則の趣旨について、(刑罰権は実体法上一罪性を単位に発生するから、逮捕・勾留のように刑罰権実現に向けた手続も一罪ごとに一個でなければならないとする説明ではなく)、一罪の範囲で複数の逮捕・勾留を認めると、刑訴法が定める厳格な期間制限を潜脱するかたちで身体拘束を不当に蒸し返さないし長期化させることになるとする説明をとった上で、上記結論を導く場合でも、8 点。

- ③ ①を根拠として、乙事実について勾留を認めるべきであるとの結論を導く場合には、甲事実と乙事実の間に併合罪関係が認められることを理由として明示する必要がある。その結論を、②の考え方の可能性について全く検討せずに導く場合には 3 点、②の考え方の可能性を検討し、これを退けた上で導く場合には、7 点。

②の考え方を根拠として、乙事実について勾留を認めるべきではないとの結論を導く場合には、甲事実と乙事実に関する同時捜査・処理の可能性について、両事実、被害者が同一であり、また、連続して 2 日間にわたり債権を有しているかのように因縁をつけて金員を奪おうとしている点で共通し、密接に関連している点、捜査機関は、甲事実の逮捕・勾留時において、すでに乙事実を把握していた点等を指摘しながら検討し、本件が、理由を小出しにした逮捕・勾留の「蒸し返し」に当たる旨指摘できていれば、10 点。